平成２４年（フ）第３号
岐阜県高山市松之木町323番地８、申立時の住所岐阜県高山市松之木町324番地３　コーポドリーム１階Ａ号
債務者　今井　正博
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　　洋
4　破産債権の届出期間　平成24年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月14日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第３６号
新潟市中央区鳥屋野426番地10
債務者　渡邉　松男
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　俊
4　破産債権の届出期間　平成24年３月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月27日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
新潟地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１９号
函館市日乃出町３番12号
債務者　鈴木　弘毅
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２０号
北海道亀田郡七飯町字大沼町638番地１
債務者　長江　律子
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第９６号
岩手県一関市赤荻字宿96番地２
債務者　菊地　信一
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第９７号
岩手県一関市赤荻字宿96番地２
債務者　菊地　香里
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第４１０号
奈良県橿原市内膳町３丁目４番３号　メゾンウエダ305
債務者　南澤　一也
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第４４２号
奈良県御所市大字蛇穴651番地の17
債務者　森田　博美
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第４５２号
奈良県御所市大字東松本220番地の１、前住所奈良県御所市大字東松本71番地の７
債務者　北村　和晴
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第３号
奈良県香芝市下田西１丁目６番12号　香芝アネックス406号
債務者　佐伯　　優
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第５号
奈良県大和高田市大字市場111番地35
債務者　仲嶋　敏彦
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１４号
奈良県北葛城郡王寺町久度３丁目15番12―305号
債務者　岩松　史子
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１８号
奈良県北葛城郡上牧町服部台１丁目９番27号
債務者　宮下　佳子
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第８８７号
埼玉県川越市的場２丁目11番地７　グローリー的場103号室、申立時の住所埼玉県川越市南台２丁目２番地６　アーベイン川越南大塚103号
債務者　栗原　順子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３４号
埼玉県所沢市中富南２丁目22番地の12　パークヒルズ205
債務者　上野　悦子（旧姓宮城・宮坂）
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５１１号
埼玉県本庄市駅南２丁目20番６号
債務者　工藤　尊民
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部